

「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」設置要項

1 趣 旨

北九州空港利用促進連絡会（以下「連絡会」という。）は、平成29年3月26日から1日1往復の運航となった北九州－名古屋小牧線について、企業や団体等における出張利用や帰省等個人旅行需要の促進を図り、安定的な利用者を確保するため、北九州－名古屋小牧線を積極的に利用する企業・団体等を対象に、「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」（以下、「本クラブ」という。）を創設するもの。

2 入会の条件

次の要件を満たすものとする。

- (1) 北九州－名古屋小牧線を積極的に利用する意思のある企業・団体が入会することとし、企業・団体の所在地は県内・県外を問わず、企業・団体単位ではなく、支店や営業所、部会、グループ等の単位での入会も可能とする。

3 運 営

- (1) 本クラブの運営は、連絡会が行う。
- (2) 連絡会は、本クラブの運営業務について業務委託契約を締結した事業者に行わせることができる。

4 入会金等

入会金、年会費は、無料とする。

5 会員特典

- (1) 助成：会員の個人旅行（出張・帰省等）につき片道20回利用で、30,000円助成（片道10回利用で15,000円×2回も可）。
- (2) 北九州空港のお得な情報をメルマガ配信
- (3) その他、別途定める特典（随時、ホームページ等で案内するもの）

6 入会方法

別紙の「入会届出書」を連絡会へ提出する。

7 会員証（ステッカー）の発行

連絡会事務局は、入会届出書を受理し、審査の結果が適当と認めた場合は、速やかに会員証（ステッカー）を発行する。

8 登録事項の変更

- (1) 会員は、会員情報に変更があった場合は、別紙「登録事項変更届出書」を連絡会事務局へ提出する。
- (2) (1)の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかつた等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととする。

9 退会の手続き

本クラブを退会する場合は、「退会届出書」を提出すること。

10 会員資格の取消

本クラブは、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 会員が本会則に違反するなど、本クラブが会員として不適格であると判断したとき
- (4) 申込者が虚偽の事実を申告した場合
- (5) 会員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。

11 免責

次の各号に関して、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除いては、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本クラブが提供するサービスの利用による、会員同士または会員と第三者との間で生じた紛議および損害等

12 設置要項の改正

本クラブは、必要と認めたときに会員への予告なく、本要項の内容を変更することができるものとする。この場合、本クラブは企業・団体サポーターズクラブのホームページ等で速やかに会員に告知する。

13 会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意

会員は、会員の個人情報の登録・利用及び提供に関し、次の内容に同意するものとする。

- (1) 本クラブ（業務を委託しているときは委託業者も含む）は、登録した会員の個人情報を他に漏らすことのないよう、その保護に充分注意を払うものとする。
- (2) 本クラブは、次の各号に掲げる目的のために、会員の個人情報を利用する。
 - ア 空港に関する情報のご案内（会員特典の提供）
 - イ 会員を対象としたアンケート等の実施
 - ウ 会員向け各種情報、サービスのご案内

14 本クラブ並びに会員の個人情報に関する問合せ先

本クラブ並びに会員の個人情報に関する問合せは、以下のとおりとする。なお、本クラブの運営業務について業務委託契約を締結した事業者に行わせることができる。

- (1) 名称 北九州空港利用促進連絡会
- (2) 所在地 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（北九州市空港企画課内）
- (3) 電話番号 093-582-2308

付則 この設置要項は、平成29年6月1日から施行する。

付則 この設置要項は、平成29年10月29日から施行する。

付則 この設置要項は、平成30年4月1日から施行する。

「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」

助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 北九州空港利用促進連絡会（以下「連絡会」という。）は、平成29年3月26日から1日1往復の運航となった北九州一名古屋小牧線について、企業や団体等における出張利用や帰省等個人旅行需要の促進を図り、安定的な利用者を確保するため、北九州一名古屋小牧線を積極的に利用する企業・団体等に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等)

第2条 助成金の交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等は、次の表のとおりとする。

対象者	「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」会員 ただし、地方税法第25条第1項第1号（※1）に規定される法人・団体の会員については、対象外とする。
対象便	北九州一名古屋小牧便
対象期間	平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）の搭乗 ただし、平成30年4月1日（日）以降に「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」会員となった場合は、対象期間の始期は同クラブ入会届出書の提出があった日（連絡会が受理した日）とする。
対象要件	上記対象期間に、対象者である事業所・団体の社員・構成員等が、北九州一名古屋小牧便を個人旅行（出張・帰省等）の利用で合計20回利用（片道換算）した場合に1会員1回限り助成する。なお、合計10回利用（片道換算）で助成を2回受けることも可。 ※ 他のキャンペーンとの併用可。
助成額	3万円（片道10回で15,000円×2回も可）
助成数	予算の範囲内（先着順）

※1 参考条文（地方税法）

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第25条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りではない。

一 国、非課税独立行政法人（略）、国立大学法人等（略）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人（略）、公立大学法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式第1号「北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ」助成金交付申請書に必要事項を記入のうえ、別紙様式第2号に利用済み搭乗券若しくはご搭乗案内の原本(以下「搭乗券等」という。)を貼付のうえ、北九州空港F D A企業・団体サポーターズクラブ事務局を通じて連絡会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類等を審査し、
適当と認めるときには、速やかに交付の決定をし、様式第4号の決定通知を送付し会員の指定の口座に助成金を入金するものとする。

2 会長は、当該年度の助成金の総額が予算の範囲を超える場合は、予告なく、助成を終了することができる。

3 会長は、申請者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、補助金の交付を行わない。

(助成金の返還)

第5条 会長は、交付申請者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行ったことが判明した場合並びに暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明した場合は、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 交付申請者は、前項の命令を受けた場合、会長が指定する期日までに、遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。